

住友大阪セメント コーポレートガバナンス基本方針

住友大阪セメント株式会社

第1章 総則

1. 目的

住友大阪セメント コーポレートガバナンス基本方針は、住友大阪セメント株式会社（以下「当社」という。）の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を定めることを目的とします。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンスは、企業経営を規律する仕組みであり、その目的は、経営の効率性を向上させるとともに、経営の健全性と透明性を確保することにより継続的な企業価値の増大を実現させることと考えます。よって、当社は、その充実を経営上の最重要課題と位置付けます。

第2章 ステークホルダーとの関係

1. ステークホルダーとの関係

(1) 経営理念

当社は、様々なステークホルダーに配慮しつつ、豊かな社会の維持および発展に貢献するため、中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念として、企業理念および行動指針を定めます。

2. 株主との関係

(1) 株主の権利の確保

- ① 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行います。
- ② 当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮します。特に当社は、少数株主および外国人株主を含むすべての株主の権利が実質的に確保されるよう対応し、その権利行使を適切に行うことができるよう十分に配慮します。

(2) 株主総会

- ① 当社は、株主総会が最高意思決定機関であることを認識し、次のとおり、株主が円滑に権利を行使できる環境整備を行い、また、株主との建設的な対話の場である株主総会において、議案に関する十分な説明を行い、株主の質疑に、適切に対応します。

- (i) 株主が十分な議案の検討を行うために必要な情報を適確に提供します。
 - (ii) 株主が十分な議案の検討を行うために必要な期間を確保できるよう、招集通知の早期発送および電子的開示を行います。
 - (iii) 株主への正確な情報の適確な提供、十分な検討期間の確保等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定します。
 - (iv) 株主総会に出席する株主だけでなく、すべての株主が円滑に議決権を行使できるよう、議決権電子行使プラットフォーム等の利用や招集通知の英訳を行います。
 - (v) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権行使等の株主権の行使をすることをあらかじめ希望する場合は、信託銀行等との協議を行ったうえで、適切に対応します。
- ② 当社は、株主総会決議事項の一部を取締役に委任する場合には、取締役会におけるコーポレートガバナンスに関する体制の整備状況ならびに経営判断の機動性および専門性の確保の観点から十分に検討したうえで、法令の定めに従い、株主総会に提案します。
 - ③ 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行います。
- (3) 資本政策の基本的な方針
- ① 当社は、環境の変化およびリスクに対応できる自己資本を確保することで健全な財務基盤を維持しつつ、自社の資本コストを的確に把握したうえで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むことで収益力と資本効率の改善を図ることとし、設備投資・研究開発投資等を含む経営資源の配分等について、中期経営計画、決算説明、事業報告、有価証券報告書、決算短信等を通じて、適時説明します。
 - ② 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会および監査役は、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性および合理性を十分に議論し、適正な手続きを確保するとともに、適切にその内容を開示し、株主に十分な説明を行います。
- (4) 政策保有株式
- ① 当社は、事業推進上の協力関係の維持・強化、事業機会の創出等のために必要と判断される企業の株式（政策保有株式）を保有します。今後必ずしも保有する必要がないと判断された株式については市場影響等考慮すべき事情に配慮したうえで縮減を図ります。
 - ② 当社は、政策保有株式に関し、毎年、取締役会において、個別銘柄毎に、事業推進上の協力関係の維持・強化、事業機会の創出等を通して中長期的な企業価値の向上に資するものであるかといった観点から、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなどを具体的に精査し、保有の適否を検証し、検証内容を開示します。
 - ③ 当社は、政策保有株式の議決権行使については、それぞれの議案が当該企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか、また、当社の株式保有に関する方針に沿うものであるかなどを総合的に判断し、適切に行使します。
 - ④ 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるような行為を行いません。
 - ⑤ 当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続

するなど、会社および株主共同の利益を害するような取引を行いません。

(5) 買収防衛策

- ① 取締役会および監査役は、買収防衛策の導入および運用に際しては、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行います。
- ② 取締役会は、当社の株式が公開買付けに付された場合には、さらなる企業価値の向上施策等取締役会としての考え方を、株主に対して説明します。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げません。

(6) 関連当事者間の取引

当社は、取締役または第三者のために当社および株主共同の利益を害する取引を行いません。取締役が自己または第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、法令および取締役会規程に従い、取締役会による承認を得るものとします。

3. 株主以外のステークホルダーとの関係

(1) 社会との関係

- ① 当社は、「社会とのつながり」を強く意識し、経済的側面からの貢献をはじめ、環境保全活動や社会貢献活動を通じて地域社会との共生を図ります。
- ② 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康および労働環境への配慮や公正かつ適切な処遇、取引先との公正かつ適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応がリスクの減少および収益機会につながる重要な経営課題であると認識し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、これらの課題に積極的かつ能動的に取り組めます。
- ③ 取締役会は、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、「地域社会との共生」、「ステークホルダーとのコミュニケーション」のさらなる充実および拡大に取り組めます。
- ④ 取締役会は、カーボンニュートラルに向けた諸施策をはじめとする気候変動問題を中心としたサステナビリティを巡る課題へ対応するため、サステナブル対策委員会を設置するとともに、同委員会の事務局を担い、全社横断的な取り組みを強化するための専任組織として、サステナビリティ推進室を設置します。

(2) 従業員との関係

- ① 当社は、女性を含め幅広く人材を確保することが中長期的な企業価値の向上に寄与するとの考えのもと、多様な属性、経験または技能を有する人材の採用を積極的に進めます。また、女性社員が働きやすい職場環境づくりのために、従業員が安心して仕事と育児を両立でき、長くその能力を活かしてもらえるよう、関連諸制度の周知の徹底と運用を行います。
- ② 当社は、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標ならびに多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示します。
- ③ 当社は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法若しくは不適切な行為または情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行います。また、取締役会は、その運用状況を監督します。
- ④ 当社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した通報窓口の設置を行い、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備します。

- ⑤ 当社は、企業理念および行動指針を、職場に掲示するなどし、随時確認できる環境を整備します。
- (3) 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
- 当社は、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用にあたる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取り組みを行うとともに、そうした取り組みの内容を開示します。その際、当社は、企業年金の受益者と会社との間に生じる利益相反について、適切に管理します。

第3章 情報開示の充実と透明性の確保

1. 情報開示の充実

(1) 情報開示の体制

- ① 当社は、企業理念や中期経営計画を当社ホームページ、CSR報告書等にて開示します。
- ② 取締役会は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しています。そのため、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては、平易かつ具体的な記載を行うよう努めます。
- ③ 当社は、株主構成を踏まえ、英語版の当社ホームページを開設するとともに、開示書類のうち必要とされる情報について英語での情報の開示および提供を行います。
- ④ 当社は、経営戦略等の策定、開示にあたって、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針、事業ポートフォリオの見直しの状況およびサステナビリティについての取り組みを開示します。また、人的資本や知的財産への投資等について、経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ具体的に情報を開示します。
- ⑤ 当社は、気候変動に係るリスクおよび収益機会が事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDに基づき開示します。

2. 透明性の確保

(1) 外部会計監査人

- ① 当社は、会計監査人による適正かつ高品質な監査を担保するため、適切な対応を行います。
- ② 監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行います。
 - (i) 会計監査人候補を適切に選定し会計監査人を適切に評価するための基準を策定します。
 - (ii) 会計監査人が当社の会計監査を行うに足る独立性と専門性を有しているか否かを確認します。
- ③ 取締役会および監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行います。
 - (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保します。
 - (ii) 必要に応じ、会計監査人が経営陣幹部から情報を得るための機会を設けます。

- (iii) 会計監査人と監査役、内部監査部門および社外取締役との十分な連携を確保します。
- (iv) 会計監査人が不正等を発見し当社に対し適切な対応を求めた場合や、不備または問題点等を指摘した場合に対応する体制を整備します。

第4章 コーポレートガバナンス体制

1. 受託者責任

(1) 取締役、監査役および経営陣

取締役、監査役および経営陣は、株主の信任に応えるべく、法令、定款および社内規程の定めに従い、当社および株主共同の利益のために、その役割および責務を果たします。

2. 取締役会および取締役

(1) 取締役会の体制等

- ① 取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定したうえで、取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を定め、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせと取締役候補者の指名基準および手続きを定め、開示します。
- ② 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する役割および責務を果たす資質を十分に備えた独立性を有する社外取締役を3分の1名以上選任します。その際、社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めます。
- ③ 社外取締役をはじめ、取締役は、その役割および責務を適切に果たすために必要となる時間を十分に確保します。そのために、取締役は、他の上場会社の役員の兼任を合理的な範囲に留め、当社は、その兼任状況を、毎年開示します。

(2) 取締役会の役割および責務

- ① 取締役会は、経営理念の実現、企業価値および株主の共同の利益の長期的な増大に向けて、経営方針その他会社の重要事項の決定を行います。
- ② 取締役会は、法令、定款および社内規程の定めに従い、取締役会にて決定すべき事項に係る意思決定を行うとともに、経営陣による職務の執行を監督します。また、取締役会は、経営陣による適正かつ効率的な職務の遂行を図るため、職務権限規程等の社内規程により職務権限および意思決定のルールを明確に定めます。
- ③ 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行います。
- ④ 取締役会および経営陣幹部は、当社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、中期経営計画を策定し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、これに取り組みます。中期経営計画の作成にあたっては、前中期経営計画のレビューを行い、その分析結果を、株主に説明するとともに、次期計画に反映します。
- ⑤ 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、サステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定するとともに、人的資本および知的財産への投資等の重要性に鑑み、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が持続的な成

長に資するよう、実効的に監督を行います。

- ⑥ 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行います。
 - ⑦ 取締役会は、経営陣、支配株主等の関連当事者と当社間に生じ得る利益相反を適切に管理します。
- (3) 内部統制およびリスク管理
- ① 取締役会は、内部統制システムおよび全社的なリスク管理体制を適切に整備します。
 - ② 取締役会は、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会から定期的に報告を受け、内部監査部門を活用しつつ、グループ全体の内部統制システムおよびリスク管理体制の運用状況を適切に監督します。
- (4) 取締役会の運営
- ① 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論および意見交換の場とすべく、その運営に努めます。
 - ② 取締役会において意義のある意見、指摘および質問が行われるよう、事前に資料を配布するとともに、必要に応じて事前に説明を行うなど、十分な情報提供に努めます。
 - ③ 取締役会の議題、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の決定および職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるよう設定します。
 - ④ 取締役会の年間スケジュールおよび定例の審議事項を予め決定し、各取締役および各監査役に通知します。
 - ⑤ 取締役会は、毎年、アンケート等による各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析および評価を行い、その結果の概要を開示します。
- (5) 取締役の役割および責務
- ① 取締役は、その役割および責務を果たすために十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くします。
 - ② 取締役は、能動的に情報を入手し、その役割および責務を実効的に果たすために、必要に応じ、経営陣に対して、追加の情報提供を求めます。
- (6) 取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任
- ① 当社は、取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任について、その役割・責務を果たせる者の指名手続きおよび選解任手続きの客観性・透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が社外取締役および必要に応じて加える独立性のある社外有識者で構成される任意の委員会（「指名・報酬委員会」）を設置します。同委員会は、取締役候補者については、当社の利益、成長および企業価値を考慮して誠実に経営判断を下せる者であるか、また、経営陣幹部については、取締役会から委任された業務執行の決定と業務執行ができる者であるか等を勘案し、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任について審議を行い、取締役会に対して答申を行います。
 - ② 取締役会は、「指名・報酬委員会」の答申に基づき、取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任を行います。
 - ③ 取締役会は、会長・社長等について、当社のさらなる持続的発展のため、人格、識見および実績を勘案し適当と認められる者を選定するため、後継者計画についても「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会の答申に基づき、後継者計画の策定および運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間および資源をかけて計画的に

行われていくよう、適切に監督します。

- ④ 当社は、会長・社長等の選任について、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会が人格、多岐にわたる経験と実績、それらに基づく識見を踏まえ、取締役会に答申し、その答申を尊重して決定することで、客観性・適時性・透明性の高い手続きに従って会長・社長等を選任します。
- ⑤ 当社は、会長・社長等の解任について、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会が当社の業績およびこれに対するその者の貢献度等の評価を踏まえ、取締役会に答申し、その答申を尊重して決定することで、客観性・適時性・透明性の高い手続きに従って会長・社長等を解任します。
- ⑥ 個々の取締役候補者についての経歴等については、株主総会参考書類等に記載します。

(7) 取締役および経営陣幹部の報酬等

- ① 当社は、取締役および経営陣幹部の報酬について、報酬水準の妥当性および業績評価の客観性・透明性を確保する観点から、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役および経営陣幹部の報酬について審議を行い、取締役会に対して、答申を行います。
- ② 取締役会は、「指名・報酬委員会」の答申に基づき、取締役および経営陣幹部の報酬を決定します。
- ③ 取締役会は、経営全般に関する監督機能を担い、当社の業績等の評価を適切に行い、その評価を経営陣幹部の人事に反映します。

3. 監査役および監査役会

(1) 監査役および監査役会の体制等

- ① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすることおよび常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割および責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めます。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保します。
- ② 取締役会は、監査役候補者の指名基準および手続きを定めます。
- ③ 当社は、監査役候補者の指名について、その役割・責務を果たせる者の指名手続きの客観性・透明性を確保する観点から、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会は、適切な経験・能力および必要な財務、会計および法務に関する知識を有する者を選任することとし、特に財務および会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるよう、監査役候補者の指名について審議を行い、取締役会に対して答申を行います。
- ④ 取締役会は、「指名・報酬委員会」の答申に基づき、監査役会の同意を得たうえで、監査役候補者の指名を行います。
- ⑤ 個々の監査役候補者についての経歴等については、株主総会参考書類等に記載します。
- ⑥ 社外監査役をはじめ、監査役は、その役割および責務を適切に果たすために必要となる時間を十分に確保します。そのために、他の上場会社の役員の兼任を合理的な範囲に留め、当社は、その兼任状況を、毎年開示します。

(2) 監査役および監査役会の役割および責務

- ① 監査役および監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割および責務を果たすにあたって、株主に対する

受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。

- ② 監査役は、取締役会その他の自らが出席する重要会議において、能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役等に対して適切に意見を述べます。
- ③ 監査役は、その役割および責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手し、必要に応じ、当社に対して追加の情報提供を求めます。

4. 社外役員

(1) 社外役員間の情報交換および認識共有

当社は、取締役会とは別に社外役員が自由に意見交換できる場を設けることにより、社外役員間のコミュニケーションをさらに充実させ、情報交換および認識共有を図ります。

(2) 社外取締役の役割および責務

- ① 当社は、独立性を有し、業務の執行に携わらない、業務の執行と一定の距離を置く社外取締役が、その優れた見識と幅広い経験を生かし、かつ客観的な立場から適切にその役割および責務を果たすことにより、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性の確保に努めます。
- ② 当社は、社外取締役が、特に次の役割・責務を果たすべきであると考え、その有効な活用を図ります。
 - (i) 優れた見識と幅広い経験に基づき、当社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上に向けた助言を行うこと
 - (ii) 取締役会における経営陣の選解任その他の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
 - (iii) 当社と経営陣、支配株主等との間の利益相反を監督すること
 - (iv) 経営陣および支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること
- ③ 当社は、社外取締役と経営陣との連絡または調整や、監査役または監査役会との連携に係る体制の整備を図ります。

(3) 社外役員の候補者の選定基準および独立性判断基準

- ① 社外取締役および社外監査役については、次の(i)および(ii)を満たす者のなかから候補者を選定します。
 - (i) 企業経営、法曹、会計、学術等の分野における見識・経験を活かし、客観的立場から職責を適切に行える者
 - (ii) 当社の持続的成長に貢献できる者
- ② 社外取締役および社外監査役が次の(i)から(v)までのいずれにも該当しない場合には、独立性を有しているものと判断します。
 - (i) 当社を主要な取引先とする者(※1)またはその業務執行者(※2)
 - (ii) 当社の主要な取引先(※3)またはその業務執行者
 - (iii) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※4)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (iv) 最近において前(i)、(ii)または(iii)に該当していた者
 - (v) 次のAからDまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(※5)
 - A 前(i)から(iv)までに掲げる者

- B 当社の子会社の業務執行者
- C 当社の子会社の業務執行者でない取締役
- D 最近において前BまたはCのいずれか、または当社の業務執行者（社外監査役とする場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

- (※1) 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社との取引による年間連結売上高等が、その者の年間連結売上高等の2%以上である者をいいます。
- (※2) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者をいいます（以下同じ）。
- (※3) 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社のその者との取引による年間連結売上高が、当社の年間連結売上高の2%以上である者をいいます。
- (※4) 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度において、年間1,000万円以上（法人、組合等の団体である場合は、その団体の年間連結売上高等の2%以上）の金銭その他の財産を得ている場合における当該金銭その他の財産をいいます。
- (※5) 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいいます。

5. 取締役および監査役の支援体制等

(1) 支援体制

- ① 取締役および監査役は、外部の専門家から、当社の費用負担により、その役割および責務を果たすために必要な助言を得るものとします。
- ② 当社は、取締役会および監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築することなどにより、内部監査部門と取締役および監査役との連携を確保します。また、当社は、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行います。
- ③ 当社は、人員面を含む取締役および監査役の支援体制を整えます。取締役会および監査役会は、各取締役および各監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認します。
- ④ 当社は、取締役および監査役が、求められる役割および責務を果たすため、就任時および必要に応じ就任以降も継続的に、個々の取締役または監査役の知識、経験、能力、属性等に応じた取締役または監査役の一般的な役割および責務について説明する機会を設けます。また、当社は、取締役および監査役が、経営を監督するうえで必要となる事業活動、財務、組織等に関する情報や知識を提供し、説明する機会を設けます。さらに、社外取締役および社外監査役は、上記のほか、当社の事業、財務、組織等の情報を継続的に受ける機会を有します。

第5章 株主との建設的な対話

1. 株主との建設的な対話

(1) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

(2) 株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針

- ① 当社は、株主との対話全般を統括する経営陣幹部を指定します。また、IR 担当部門は、株主との対話にあたって、管理部門、企画部門等と情報共有を適宜行うことで、連携を図ります。
- ② 当社は、株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とします。
- ③ 当社は、投資家からの電話取材やスモールミーティング等の I R 取材を受け付けます。また、半期毎に決算説明会を行い、その資料は、当社ホームページにて開示します。
- ④ 当社は、証券会社等の外部機関によってアレンジされる投資家カンファレンスやミーティング等を活用します。
- ⑤ 株主との対話において把握された意見は、I R 担当部門が経営陣幹部および取締役会へフィードバックを行い、経営計画の策定に役立てます。
- ⑥ 当社は、株主との対話の際に、インサイダー情報の適切な管理に努めます。
- ⑦ 当社は、株主との建設的な対話を促進するため、外部専門機関による実質株主の調査等を実施し、自らの株主構造の把握に努めます。